

水痘ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【対象者】

- 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者。
※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。
(発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。)

【接種方法】

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、合計2回皮下に注射する。3月以上の間隔をおくものとして、接種量は毎回0.5mlとする。

【標準的な接種期間】

- 生後12月から生後15月に至るまでに初回接種を行い、追加接種は初回接種終了後6月から12月に至るまでの間隔をおいて1回行う。

【経過措置】

- 生後36月から生後60月に至るまでの間にある者を対象とし、1回注射する。
ただし、平成26年度限りとする。

【その他】

- 既に水痘に罹患したことがある者は接種対象外とする。
- 任意接種として既に水痘ワクチンの接種を受けたことがある者は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなす(経過措置対象者も含む)。
- 当該疾病はA類疾病として規定される。

成人用肺炎球菌ワクチンの接種対象者・接種方法等について

【接種対象者】

- ① 65歳の者（経過措置終了後の平成31年度より実施）。
- ② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者（インフルエンザの定期接種対象者と同様。）。

※予防接種を受けることが適当でない者については特記事項なし。

（発熱や急性疾患などワクチン全般に共通するもの以外なし。）

【接種方法】

- 肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）を使用し、1回筋肉内又は皮下に注射する。接種量は0.5mlとする。

【経過措置】

- 平成26年度から平成30年度までの間は、前年度の末日に各64歳、69歳、74歳、79歳、84歳、89歳、94歳、99歳の者（各当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる者）を対象とする。

例：平成26年度における65歳への接種については、平成25年度末日に64歳の者（生年月日が昭和24年4月2日～昭和25年4月1日の者）が対象となる。

- 平成26年度は、平成25年度の末日に100歳以上の者（平成26年度101歳以上となる者）を定期接種の対象とする。

【その他】

- 既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とする。
- 平成31年度以降の接種対象者については、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、改めて検討する。
- 当該疾病はB類疾病として規定する。

高齢者を対象にした 肺炎球菌ワクチンの 接種費用の一部を公費で負担する 定期接種を開始!



定期接種の対象者は毎年異なるため、接種の機会を逃さないようにご注意ください

平成26年度(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)は①もしくは②の方が定期接種の対象です。

対象者①(生年月日)

65歳となる方	昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
70歳となる方	昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
75歳となる方	昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
80歳となる方	昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
85歳となる方	昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
90歳となる方	大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
95歳となる方	大正8年4月2日生～大正9年4月1日生
100歳となる方	大正3年4月2日生～大正4年4月1日生
101歳以上の方	大正3年4月1日以前の生まれ

対象者②

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「23価肺炎球菌ワクチン(一般名:23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン、商品名:ニューモバックス NP)」は、そのうちの23種類の血清型を予防の対象としたワクチンです。この23種類の血清型は、平成25年には成人における侵襲性肺炎球菌感染症の原因の約6割を占めるという研究結果があります。

※侵襲性感染とは本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方

「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は定期接種の対象とはなりません。また、新たに承認された「13価肺炎球菌ワクチン(一般名:沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、商品名:プレベナー 13)」は、平成26年10月1日時点では定期接種に使用できません。ただし「13価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある場合でも「23価肺炎球菌ワクチン」を定期接種することができます。

肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります

肺炎球菌ワクチンの接種後にみられる主な副反応には、接種部位の症状(痛み、赤み、腫れなど)、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

予防接種健康被害救済制度について

定期の予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合(健康被害)は、法律に定められた救済制度(健康被害救済制度)があります。制度の利用を申しこむときは、お住まいの市町村にご相談ください(制度を利用するためには、一定の条件があります)。

※詳細は、厚生労働省HPをごらんください。「予防接種 救済制度」で検索できます。

MRワクチン接種率

	2013年		2012年		2011年		2010年		2009年	
	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国
1期	96.6	95.5	98.5	97.5	96.0	95.3	95.4	95.7	89.7	93.6
2期	94.5	93.0	95.9	93.7	94.7	92.8	92.7	92.2	91.8	92.3

福岡県MR2期

	9月まで	12月まで	3月末	順位
2011年	51.4%	67.2%	94.7%	14
2012年	57.1%	72.4%	95.9%	9
2013年	54.9%		94.5%	16
2014年	55.4%			

福岡市MR2期

	9月まで	12月まで	3月末
2011年		66.6%	98.2%
2012年	54.2%	70.9%	99.7%
2013年	49.5%		97.3%
2014年	50.9%		

福岡市1月末
76.1% 9941/13062

MRワクチン1期の接種率が90%未満の自治体

	2013年度			2012年度	2011年度
	対象者数	接種者数	接種率	接種率	接種率
みやこ町	109	98	89.9	87.9	101.7
福智町	178	160	89.9	94.1	84.3
大川市	221	198	89.6	80.3	72.5
筑前町	260	233	89.6	98.8	97.3
小郡市	490	437	89.2	90.9	92.6
添田町	55	49	89.1	83.1	64.4
水巻町	251	221	88.0	100.8	96.0
鞍手町	125	110	88.0	104.5	101.7
宮若市	254	210	82.7	99.6	91.1
広川町	242	192	79.3	96.3	98.1
嘉麻市	196	150	76.5	96.6	83.5
香春町	102	78	76.5	81.8	92.5
みやま市	256	190	74.2	89.8	82.7
築上町	86	60	69.8	105.7	93.2
糸田町	84	54	66.7	78.2	83.5
川崎町	130	130	100.0	89.5	89.5
遠賀町	151	152	100.7	88.9	93.0
東峰村	17	16	94.1	87.5	46.7
筑紫野市	981	902	91.9	86.0	89.3
豊前市	223	205	91.9	76.9	87.9
桂川町	109	123	112.8	59.3	106.9
中間市	292	269	92.1	105.0	89.0
田川市	431	418	97.2	93.4	88.8
糸島市	760	684	90.0	95.9	88.6
太宰府市	757	685	90.5	109.7	88.3
大木町	147	144	98.0	93.7	85.4
宇美町	366	332	90.7	99.4	83.6
上毛町	67	61	91.0	95.0	81.3
90%未満の自治体数			15	12	17

接種対象者数: 当該年度10月1日のMRワクチン1期対象者の数

青字: 90%以上、95%未満

赤字: 90%未満